(3) 土石の採取又は鉱物の掘採

□一般区域・眺望保全区域の基準（共通）

該当する景観形成基準のみ、主に配慮した内容を記入してください。

基準表Ｆ

【一般区域・眺望保全区域（共通）】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | 主に配慮した内容 | 適合 |
| Ｆ１  採取の方法 | １．土石の採取又は鉱物の掘採の位置や規模を工夫し、道路や公園等の公共の場やビューポイントから目立ちにくくすること。 |  | □ |
| Ｆ２  遮へい | １．行為地が公共の場から視認できる場合は、できる限り植栽又は塀等により遮へいし、背景や周辺の景観との調和に配慮すること。 |  | □ |
| Ｆ３  緑化 | １．採取又は掘採の跡地は、できる限り周辺の植生と調和した緑化を行うこと。 |  | □ |